

わが国の厳罰化の現状と対策

State of Affairs and Provisions concerning the tendency
to "Severe Punishment" in Japan

犬山 絵美

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

2008年9月15日 受理

はじめに

内閣府が全国で実施した「犯罪と処罰に関する世論調査」において、日本の治安が過去10年で「悪くなった」と答えた人は84.3%に上る。¹

刑事政策として治安の改善策を考える場合、その前提として、犯罪情勢の正確な把握が必要不可欠である。そのためには、警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法と、一般国民を対象としたアンケート調査等により、警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べる方法（暗数調査）がある。両者は犯罪情勢を知る上で表裏一体であり、お互いを相補う形で活用することによって初めて効果的な刑事政策を考えることができる。欧米の主要先進国では、かなり以前から暗数調査の重要性が認識されている。米国や英国では30年前後にわたり、ほぼ毎年、全国規模の暗数調査が実施されており、その結果が刑事政策に反映されてきた。また、平成元年から国際犯罪被害実態調査（ICVS）が開始され、国

連機関の指導の下、標準化された質問表を用いた調査に、世界30数カ国・地域の参加を得ており、その後もおおむね4年ごとに世界規模で実施されている。わが国では、法務省法務総合研究所が、第4回国際犯罪被害実態調査に参加する形で、平成12年に、第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を実施しており、平成16年の第2回目の調査を経て、本年3回目の調査を実施する予定である。暗数調査では、過去5年間と直近1年間の被害を調査する。過去2回の結果では、罪種による相違はあるが、犯罪被害率および被害申告率ともに、世帯被害のほうが個人被害より高い。経年比較では第2回の方が、世帯・個人被害ともに、おおむね第1回より被害申告率が上昇した。暗数調査は、定期的に実施することにより、初めて認知検数との経年比較が可能となり、定点観測としての暗数調査の重要性が窺える。²

1. 厳罰化、過剰収容の現状

刑法犯認知件数は、平成8年から平成18年で約1.2倍、勾留人員は平成8年から平成18年で約1.5倍、受刑者入所人員は、平成8

Emi Inuyama : Department of Law, Faculty of Law, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane, Aobaku, Yokohama 225-8502

年から平成18年で約1.5倍、平均刑期および平均在所期間は約1.2倍、刑事施設における収容人員は約二万人増加の状況である。

「凶悪犯罪を中心とする重大犯罪に関する最近の情勢にかんがみ、これらの犯罪に適宜に対処するため、有期刑の上限ならびにこれらの犯罪に係る法定刑等及び公訴時効の期間を改める必要がある」という理由を元に刑法の改正が行われ、量刑の裁量の幅を拡大したということができるであろう。

この改正はいわゆる「突つき現象」³に対処するためのものであるから、非常に悪質な事案については、「蓋が取れた」ように刑の上限付近の量刑が言い渡されることはあるが、全体的な量刑相場を引き上げることにはならないはずである。しかし、近年、警察は、被害者の保護、生活安全の推進を掲げ、告訴・告発の受理体制を強化し、起訴率および公判請求率を上昇させてきたこと、刑事司法実務家の中で最も刑罰の厳格な執行が犯罪を抑止すると考える傾向にある検察・上級職警察は検挙し、送検を受け、不起訴よりは起訴を、略式請求による罰金より公判請求による禁固以上の刑を求める傾向を強めていること、そして、実際の裁判を行う裁判所は、検察官の求刑を受けて行われるものであるが、検察官が従来にも増して「被害者の生の声」を法廷にあらわそうと努力し、犯罪に対して厳格な態度で臨み始めていると考えられることから、警察、検察等の刑事司法システムが犯罪および犯罪者に対してより厳しい姿勢で臨もうとその姿勢を強化していると考えられ、いずれにしても、多かれ少なかれ、厳罰化の傾向は見られるといえる。

たとえば、現実の犯罪発生に関係なく、人々の間で犯罪が増加し治安が悪化しているという言説が既成の事実として信じられ、犯罪不安が急速に高まっていくようないわゆるモラルパニックは、少年や外国人といったような特定のターゲットを狙って、「彼らは道徳や常識から逸脱し、社会全般の脅威となっている」という誤解や偏見、誇張された認識が広

がることによって、社会不安が起これ、これら「危険」な人々を排除し社会や道徳を守ろうとして発生する集団行動が助長されていくことにより、厳罰の傾向が高まっていくのである。

よって、もともとは凶悪犯罪をターゲットにして法律が作られたとしても、それが運用され始めるとネットが拡大されて、しいては高齢者や身障者の受刑者の増大をもたらし、結果、刑務所の過剰収容、福祉施設化を招いてしまう。⁴このような厳罰化は、刑罰目的としては「隔離＝無害化」だけが達成されるだけである。

そもそも、刑務所人口というものは、必ずしも犯罪を防止するために必要な機能として増減しているわけではなく、国民の間の、犯罪不安が厳罰化に向かうことによって増加するという考えからも、犯罪発生率のパロメータではなく、刑事司法の厳格度のパロメータと考えるべきものであると言える。今日ある刑務所人口の増加は、犯罪が増加したから、刑務所人口が増えたのではなく、厳罰化の結果、刑務所人口が増えたと言えいのである。⁵要するに、犯罪の認知件数を根拠とする犯罪増加は、警察活動の強化・認知、検挙体制の強化によりもたらされ、警察等刑事司法システムによる執行の厳罰化によってもたらされるのは、必然的に刑務所の過剰収容状況であり、しいては受刑者の居住環境の悪化や処遇を受ける機会の減少と共に、職員の労働条件の悪化及び管理運営上の諸困難を生み出している悪循環を生んでいるといえる。

現在行われている厳罰化がもたらすもの、それは、刑罰目的としては隔離による無害化だけが達成され、刑務所人口の増加により、受刑者の居住環境の悪化によるストレスでの受刑者同士のけんかの要因の増加や刑務所で働く職員の労働条件の悪化など様々な弊害を起こしているといえる。

2. 刑務所増設、PFI刑務所

現時点で四つの新施設でPFI事業が行われており、民間事業者が関与する勤務はそれぞれ違っているが、いずれも処遇の最終決定権はあくまで「官」にあり、一部民間委託に過ぎない。近年、既存施設では過剰収容状態を改善するために、施設を増改築していることが多いのだが、職員数は変わっていない場合が多く、増えた被収容者を管理する面では非常に厳しく、刑務官の更なる負担増が懸念される。

また、法務省が受刑者を対象にしたアンケートでは、雑居房での生活が長い受刑者の68.3%と7割近くが居室スペースを「狭い」と回答しており、過剰収容の深刻さが受刑者の実感としても裏付けられた。⁶

こうした受刑者の過密な生活環境は、受刑者に緊張感、圧迫感をもたらし、それによるストレスが受刑者同士のけんかなどを引き起こす原因ともなっている。

PFI事業について「過剰収容とはいえ受刑者一人ひとりに対しては、きめ細やかな教育や指導を行わなければなりません。法務省では、このような過剰収容解消のため、刑務所などの収容施設等の増築、女子刑務支所の新設など収容能力の拡充を進めるなどしてきましたが、収容人員の増加傾向が今後も継続することが予想されるため、PFI手法を活用した新たな刑務所を整備することにしました」⁷としているが、収容者については、1. 準初犯を除く初犯者である。2. 他人の生命または身体、精神に回復困難な損害を与える犯罪(殺人、強盗殺人、強盗、強姦等)を犯したものである。3. 刑期が概ね懲役1年から5年程度である。4. 概ね26以上60歳未満である。5. 心身に著しい障害がない。6. 集団生活に適應できる。7. 引受人がいるなど既往環境が良好である。8. 同一の職または職場で3年以上勤務した経験がある。などの条件を満たす者(女性は1と5の条件を満たす者)に限ることとされており、「スーパーA」といわれる受刑者を収容している。

そもそも、上記の8つの条件を満たすもの

が受刑者の中にどれだけいるのだろうか。

刑事施設の収容人員は、前述したように激増(平成18年の新受刑者人員は平成9年の1.46倍)しているが、高齢受刑者の増加は、この増加率を上回っている(平成18年の60歳以上の新受刑者人員は平成9年の2.34倍)。高齢受刑者の場合、出所後の引受人となるべき親族や友人が既になく、あるいは受刑を繰り返すことに対する親族等の悪感情によって引き受けに拒否的な態度を示す場合もまれではない。⁸

このように、刑務所の福祉施設化が指摘される近年、累犯する高齢者は、社会に居場所がないため、無賃乗車や無銭飲食などの軽犯罪を犯し、出所してから1週間もたらず刑務所に戻ってくる例もあるという。貧困への無策が犯罪などを生み出す悪循環があるといえる。

運営が始まっている美祿の収容率も60%前後である。それにもかかわらず、2008年10月には島根あさひが運営開始、喜連川、播磨も運営予定である。刑務所増設は、先にみえた刑務所人口の増加による過剰収容が要因であるといえるが、「スーパーA」といわれる受刑者だけを収容するPFI刑務所新設は過剰収容が要因ではないといえるのではないか。それを考えると、厳罰化や刑務所人口増加は今後も進んでいくのではないかといえることができる。

3. 働き蟻の法則にみる犯罪発生率

べき乗則の中にパレートの法則というバランスの法則がある。この法則は、経済以外にも自然現象や社会現象等さまざまな事例に当てはめられることが多く、全体の数値の大部分は全体を構成するうちの一部が生み出しているという説がある。

パレートの法則の例を見ながら、犯罪発生率を考えてみると――

例1：働き蟻の法則

100匹の働く蟻の巣は、女王蟻の指示がな

くとも自主的に働く優秀な働き蟻が約 20 匹、指示があれば働く普通の蟻が約 60 匹、働かない蟻が約 20 匹からなる。

たくさんの巣を廻って優秀な働き蟻だけ 100 匹集めれば、優秀な集団ができそうだが、結局のところ、20:60:20 に分かれてしまう。逆に、働かない蟻を 100 匹集めたら、その働かない蟻の集団でも、20:60:20 に分かれ、いずれは優秀なリーダー格が現れ、巣が滅亡することはない。

例 2: 組織の中では、上位 2 割が高い生産性を上げ、6 割は普通に働いており、下位 2 割はぶら下がっている。下位 2 割をリストラしたら、生産性の高い組織ができそうなものだが、実際には残った 8 割の中の 2 割の生産性はみるみる低下していき、最後は 2:6:2 の比率に落ち着いてしまう。逆に上位 2 割をほかの部署に移動させても、残った 8 割の中から優秀な人が現れて、2:6:2 の比率に落ち着いていく。

これらは、イタリアの経済学者ヴィルフレド・パレート (Vilfredo Federico Damaso Pareto) が発見したべき乗法則でパレートの法則といわれる。

これは、いかなるときも厳密にこの比率になるとは限らない。犯罪発生率でいえば、もちろんこの 20:60:20 という比率ではないであろう。

このべき乗則とは、統計モデルの一つで、最も一般的なべき乗則は、

$$f(x) = ax^k + o(x^k)$$

で表され、定数 c に対して $f(cx) \propto f(x)$ を満たすものである。ここに、 a と k は定数、 o はランダウ⁹の記号である。 k はスケーリング指数と呼ばれる。

この関係は、スケール関数の変化に伴い関数の独立変数のスケールが変わること、比例定数は変わるが、関数それ自体の形式は保存されることを意味する。この関数は、両方の変数の対数をとるとより明らかになる。

べき乗則関係は、驚くほど多くの自然現象の形態 (関係) を記述する。自然現象の記述という文脈において、「多項式関数」というよりも「べき乗」という言葉が使われる。たとえば、重力やクローン力のような逆二乗の法則はべき乗則である。また、円の面積における平方剰余の相互法則など多くの数学的な公式もべき乗則である。同様に、多くの確率分布は、漸近的にべき乗則関係に近づくテールを持つ。こうしたべき乗則は、株式市場の崩壊や大規模な自然災害のような極端にまれな頻度だと考えられる、極値理論と強いつながりがある。

べき乗則関係の科学的な関心は、関数や分布が、ある一般的なクラスの仕組みから、たやすく生成されるかどうかにある。それは、データのべき乗則関係を観察することは、しばしば自然現象に潜んだ特定の種類の仕組みを指し示すことになる。そして、関係ないと考えられたほかの現象との深いつながりを示すことがしばしばある。

べき乗側の関係の起源についての研究と現実の世界でべき乗則関係を観察し、正当性を証明しようとする努力は、現代科学の諸分野において活発である。活発な分野は、物理学、計算機科学、言語学、地球物理学、社会学、経済学など多岐にわたる存在する。

犯罪発生率も、いわゆる自然現象、社会現象の一つであり、もし、このべき乗則のようなバランスの法則が犯罪発生率にも成り立つと考えられるのであれば、犯罪者をどんどん刑務所に送り、刑務所人口を増やしていただくだけでは、どんどん刑務所人口が増えていくだけなのではないだろうか。

4. おわりに

これまでみてきたように、今日ある状況では、刑務所人口が減ることも、犯罪が減ることもないであろう。

むしろ、刑務所人口を増やす、犯罪者を増やす方向へ向かっているだけであると言わざ

るをえない。

私たちは、何をしたいのかを立ち戻って考えるべきである。また犯罪者を社会から長期間隔離することは、社会との絆が希薄となり、社会復帰をより困難なものとする危険性があるということも同様に考え、それは、刑事政策の目的からも、刑務所の成し得る役割からも、大きくかけ離れてしまっているということを確認しなければならないのではないか。

刑務所も社会の一部であると言うことを受け止めていかなければならない。

そうすれば、現在の刑務所が行っている犯罪者の隔離による社会の無害化は、無意味であるということになるであろう。

2001, pp615-653.

6. 法務省矯正局「受刑者に対する釈放時アンケート集計結果」(2007年)
(<http://www.moj.go.jp/>)
7. シリーズ「島根あさひ社会復帰促進センター」その2過剰収容の現状と対策(2007年)(http://www.city.hamada.shimane.jp/machi/seido/syakai_fukki/series/02.html)
8. 大口康郎 椿百合子「矯正における再犯防止の取り組み」法律のひろば(2008年) vol.61 No.1
9. ランダウの漸近記法、関数極限における漸近挙動、すなわち値の変動のおよその評価を与えるための記法である。

註

1. 内閣総理大臣官房広報室「犯罪と処罰に関する世論調査」(2006年)(<http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-chian/index.html>)。
2. 時論 法律のひろば 2008年 Vol.61 No.1
3. 杉田宗久「平成16年刑法改正と量刑の実務の今後の動向について」判例タイムズ、1173号(2005年)6頁。「突つき現象」とは、量刑相場自体は上限付近で形成されているわけではないが、犯情が非常に重い場合上限の刑を量定せざるを得ない事案が現れている場合を指す。
4. 浜井浩一 山本讓司「福祉施設化する刑務所」論座140号(2007年)61-72頁。
5. Greedberg と West は、刑務所人口は、人々の間の犯罪不安が厳罰化に向かうことによって増加すると考察している。福祉の充実度と刑務所人口の間の関係については、福祉的な資源が少ないことが、刑事司法システムの採るべき措置を限定させていると見るよりは、福祉の充実した州においては、社会的な弱者を刑務所に収容することを潔しとしない風土が全体的な政策に影響を与えた結果、刑務所人口が抑えられているのではないかと説明している。Greenberg, D.F., and V.West, State Prison Population and their Growth, 1971-1991, Criminology, Vol.39 No.3,